

特別論文

新潟県における特別支援教育の昔・今・未来
—特別支援学校の変遷から—¹⁾

大野 俊 哉*

新潟県内の特別支援諸学校の変遷から現在に至るまでの歴史と今後の課題について言及する。また、日本におけるインクルーシブ教育システム構築にいたるこれまでの過程と将来構想についての考えを述べる。

キー・ワード：新潟県 特別支援教育の歴史 インクルーシブ教育システム

1 新潟県内の特別支援教育の変遷

1-1 新潟県内特別支援教育の歴史

盲・聾教育の草創期は、聴覚障害児と視覚障害児が同じ場で学ぶ方式が行われていた。新潟県内では明治19(1886)年に高田市(現：上越市)に大森隆碩らによって訓盲談話会が創設され、明治40(1907)年に高田訓矇学校(後の高田盲学校)となった。大森は心理学的にも人格形成上も盲者と聾者は異なるという考えを持っていたため、“盲啞学校”という形をとらなかった。その他、明治後期までに私立新潟盲啞学校(後の新潟盲学校・新潟聾学校)、私立長岡盲啞学校、私立中越盲学校、私立新発田訓盲院などが創設された。明治後半から大正にかけて、盲者と聾者を分けて教育するようになったこと、また統廃合による変遷の結果、現在の新潟盲学校、新潟聾学校、長岡聾学校となった。

新潟県内の知的障害児の教育は、明治45(1912)年に新潟女子師範学校附属小学校が劣等児の特別教育を試行したことに始まる。終戦後の昭和22(1947)年から昭和31(1956)年までの10年間で下越地方を中心に公立小・中学校11校に精神薄弱特殊学級が設置されていった。当時は1学級の生徒数が10~20名という場合が多く、教員数も十分ではなかったことがうかがえる。上越地区は昭和32(1955)年に新井市立新井小学校、直江津市立直江津小学校、糸魚川市立糸魚川小学校に特殊学級が設置された。担当教員が開設当初の様子を記した手記によると、保護者や同僚からの理解が得られにくく、試行錯誤が続くものであった。

昭和20年代以降、昭和27(1952)年の三条療養学園(後の吉田養護学校)の設置を皮切りに、新療学園(後の柏崎養護学校)、あけぼの学園(月ヶ岡養護学校あけぼの分校)、はまぐみ学園(後のはまぐみ養護学校)など多くの養護学校が設置された。昭和54(1979)年の養護学校設置義務化の時点で新潟県内には、盲学校2校、聾学校2校、知的養護学校8校(県立5校、市立3校)、肢体不自由養護学校2校、病弱養護学校2校が設置されており、その他分校7校(知的5校、肢体不自由1校、病弱1校)、訪問学級(知的)1校が設置されていた。それから統合・閉校する学校も見られたが、昭和初期から現在に

至るまで、特別支援学校・特別支援学級の設置数、在籍生徒数は増加の一途をたどっている(変遷の詳細については資料参照)。

1-2 近年の傾向と今後の課題

特に学級数、在籍生徒数が多いのが小学校の情緒障害学級・知的障害学級であり、次に中学校の知的障害学級・情緒障害学級が続いている。また、最近10年間の新潟県内の特別支援学校在籍生徒数の推移(図1)をみると、知的障害の在籍数のみ増加傾向となっており、その他の障害種については大きな変動はない。また知的障害特別支援学校の各学部の児童生徒数の推移(図2)をみると、小・中学部に比べ高等部の生徒数が徐々に増加しており、知的障害特別支援学校高等部生徒の急増への対応が急務となっている。これまでに新設された知的障害特別支援学校高等部は、駒林特別支援学校、新潟聾学校知的障害普通学級、長岡聾学校知的障害普通学級、高田特別支援学校ひすいの里分校、妙高市立にしき特別支援学校、小出特別支援学校ふれあいの丘分校であり、その他にも高等部のみ新設校(吉川高等特別支援学校)や職業学級の設置などの取り組みが行われている。

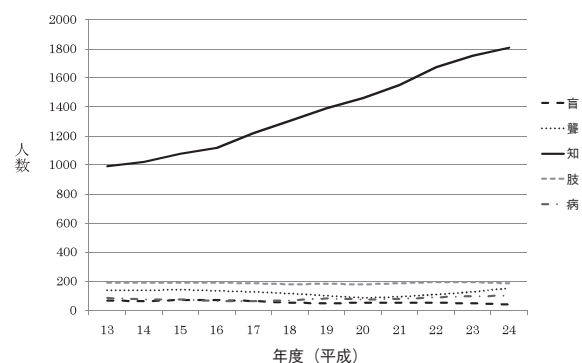


図1 新潟県内の特別支援学校児童生徒数の推移

* 新潟県立高田特別支援学校校長

来年度以降の変化として、①高田特別支援学校ひすいの里分校が糸魚川市立ひすいの里総合支援学校（小・中学部）と高田特別支援学校糸魚川分校（高等部）に分離②小出特別支援学校が南魚沼市立総合支援学校・小千谷市立総合支援学校に分離③小出特別支援学校ふれあいの丘分校が十日町市立ふれあいの丘支援学校（小・中学部）と小出特別支援学校川西分校（高等部）に分離、などが予定されている。近年は県立校から市立校に変わる傾向が見られ、地域との関わりなどについて、保護者の意識の変化を反映していると思われる。

今後の特別支援学校に関する大きな課題として、中学校特別支援学級生徒の受け皿となる進路の問題が挙げられる。特に最近の傾向として、普通高校を進路先に選ぶ生徒が増加している（図3）。ここ10年間の入学者数は、特別支援学校高等部には約4倍（約100人→約400人）、普通高校には約5倍（約30人→約150人）と急増している。その背景として、私立高校の教育課程の多様化（単位制など）や、児童・生徒数が全体的に減少傾向にあるため受験者が全員合格という状況が増えている。中退者数などの実態調査は行われていないが、こうした生徒が普通高校に入学した後の問題が内在していると思われる。

2 日本版インクルーシブ教育システム構築に向けて

2-1 インクルーシブ教育システムに関する変遷

「障害者の権利に関する条約」が平成18（2006）年12月に国連総会において採択され、日本は平成19（2007）年9月に署名した。

「障害者の権利に関する条約」とは、障害者の尊厳、自律及び自立、差別されないこと、社会参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、これらを確保し促進するための措置を締結国が行うこと等を定めている。今後は、条約の可能な限り早期の批准・締結に向けて、国内の法令の整備を進める必要がある。そこで、障がい者制度改革推進会議第1次意見（平成22年6月）、第2次意見（平成22年12月）において、「障害の有無にかかわらず、すべての子どもは地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則」とするという意見が出され、これがインクルーシブ教育システムだと提言された。ただ、その会議には有識者や文部科学省の役人は入っておらず、中教審の「特特委員会」において「インクルーシブ教育システムの理念

と方向には賛成であるが、共に学ぶことを追及するとともに、教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを用意することが重要である」「『通常の学級』『通級による指導』『特別支援学級』『特別支援学校』という連続性のある『多様な学びの場』を用意しておくことが必要」という論点整理を行った。そして、平成23年8月に障害者基本法の一部を改正につなげた。その内容は可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮をしていくことや、障害者である児童及び生徒及びその保護者に対して十分な情報提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならないというようなものである。

2-2 インクルーシブ教育システムと特別支援教育

インクルーシブ教育システム構築にむけ少しずつ動き出しているものの、具体的なものにはなっていない。そこで、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進がこのほど叫ばれている。「共生社会」とは、障害者が積極的に参加、貢献できる社会のことで、「インクルーシブ教育システム」とは以下のような内容を示している。

- 障害のある者とない者が共に教育を受ける仕組み
- 障害のある者が、教育制度一般から排除されないこと
- 初等中等教育の機会が与えられていること
- 個人に必要な「合理的配慮」が提供されていること

特別支援教育の推進のためにはこのインクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠である。そのためには授業内容がわかり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、生きる力を身につけているかどうかという視点から環境の整備も必要不可欠となってくる。

就学相談・就学先決定の在り方に関しては、①乳幼児期を含めた早期からの教育相談・就学相談を行い、本人・保護者への十分な情報提供などを図り、医療・保健・福祉等との連携を確立する②就学先の決定において、本人への情報提供を十分に行い、本人・保護者の意見の最大限の尊重、市教委・学校等との合意形成を原則とするなど、総合的な観点で取り組むことが重要である。

小・中学校に入る際の「合理的配慮」およびその基礎となる環境整備も必要である。「合理的配慮」とは「障害のある子どもが他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享受、行使す

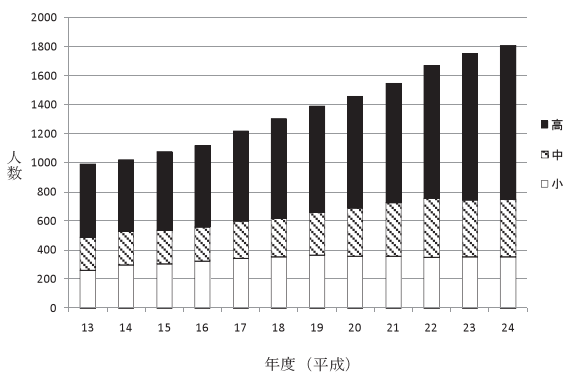


図2 新潟県内の知的障害特別支援学校児童生徒数の推移

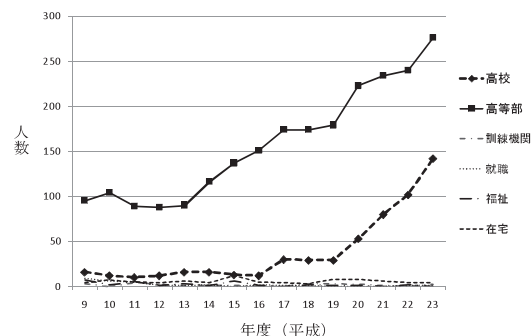


図3 新潟県内の中学校特別支援学校卒業生の進路

ることを確保するために、設置者及び学校が必要かつ適当な変更、調整を行うこと」「個別に必要とされるもの」を意味する。

そして、①多様な学びの場の整備と教職員の確保 ②学校間連携の推進 ③交流及び共同学習の推進 ④関係機関との連携なども必要不可欠である。

3 まとめ

日本版インクルーシブ教育システムの構築に向けて、教員養成系大学の果たす役割は大きい。教育現場に大学生が実際に入り現場を体験してから教員となる事例が増えてきている。特別支援教育においてもこのような取り組みが必要だと考える。実習や研究等だけでなく、長期にわたって現場を体験し、指導法の開発などを行っていくべきである。教員養成という観点から、教育現場と大学等の連携が重要だと考える。

参考文献

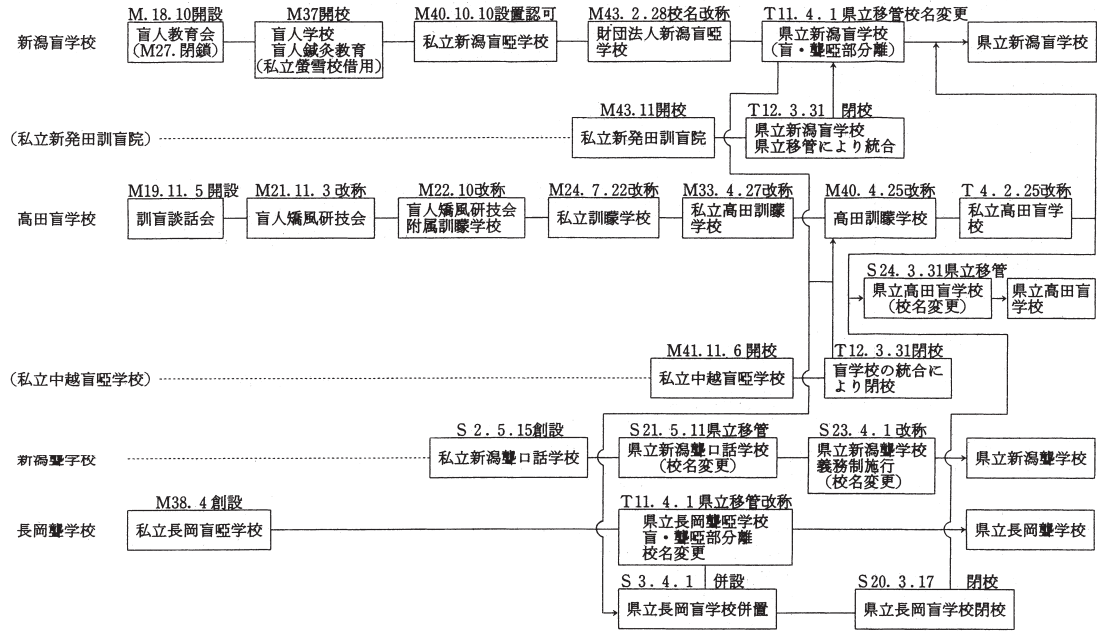
教育0（ゼロ）の解消 特別支援教育に引き継ぎたい開学の精神（2007）丸山昭生・小杉敏勝編著，北越出版
新潟県障害児教育沿革略史（1992）大谷勝巳著，第一印刷所

- 1）本論文は平成24年11月17日（土）に開催された第83回上越教育大学特別支援教育実践研究センターセミナーの講演内容に基づき文章化したものである。

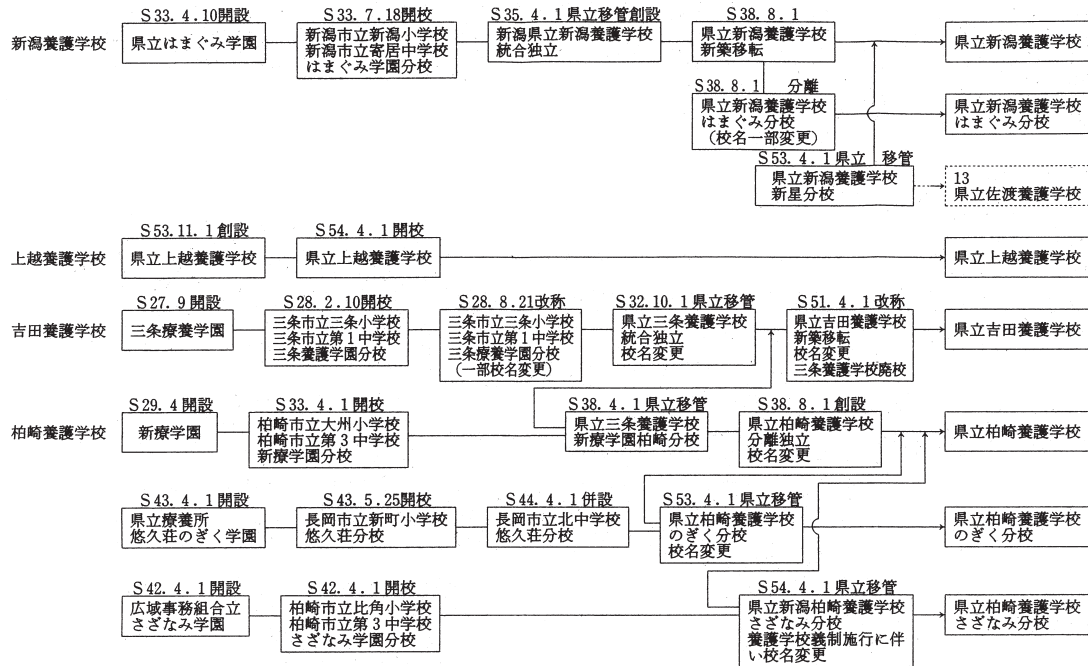
資料 1 新潟県特別支援教育諸学校変遷 (明治～平成 4 年まで)

※大谷(1992)より抜粋

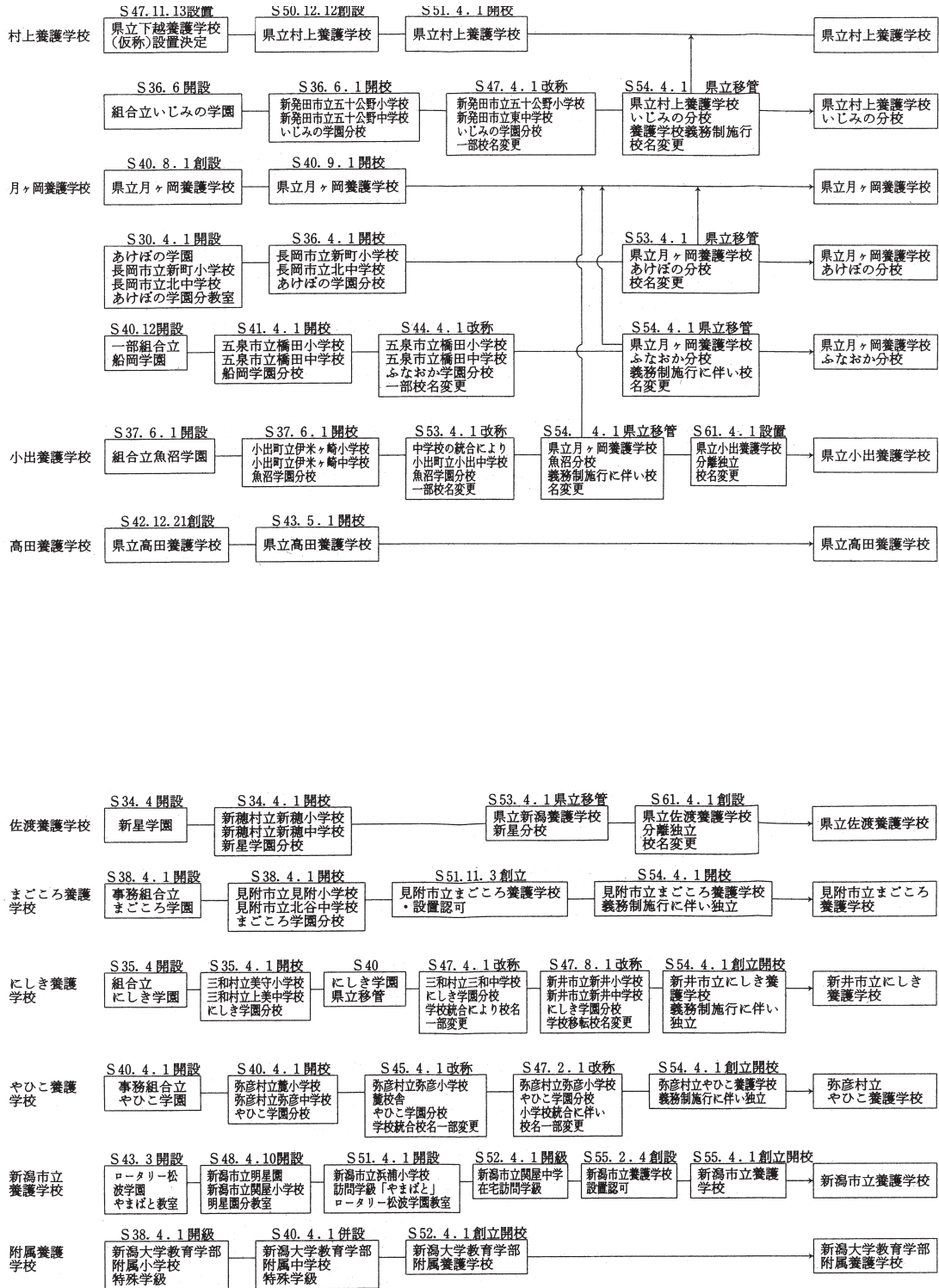
1. 盲・聾学校



2. 肢体不自由・病弱養護学校



3. 知的障害養護学校



資料2 新潟県内の特別支援学校の変遷（平成5年以降の中から抜粋）

平成5（1993）年4月	はまぐみ養護学校独立（新潟養護はまぐみ分校から、新潟・肢） 高等養護学校新設（新潟・知）
平成6（1994）年3月	月ヶ岡養護学校あけぼの分校閉校
平成6（1994）年4月	長岡市立養護学校新設（長岡・知）
平成13（2001）年3月	やひこ養護学校閉校
平成14（2002）年4月	小出養護ふれあいの丘分校新設（十日町・知）
平成15（2003）年4月	はまなす養護学校独立（柏崎養護学校さざなみ分校から、柏崎・知）
平成17（2005）年4月	高等養護学校手まりの里分校新設（巻・知） 高田養護学校ひすいの里分校新設（糸魚川・知）
平成18（2006）年3月	高田盲学校閉校→新潟盲学校高田分校（平成18年～平成24年）
平成21（2009）年4月	新潟養護学校駒林分校新設（阿賀野・知）
平成22（2010）年4月	五泉特別支援学校独立（月ヶ岡養護ふなおか分校から、五泉・知）
平成23（2011）年4月	西蒲高等特別支援学校独立（高等養護手まりの里分校から、巻・知） 吉川高等特別支援学校新設（上越・知） 駒林特別支援学校独立（新潟養護学校駒林分校から、阿賀野・知）
平成24（2012）年3月	新潟盲学校高田分校休校
平成24（2012）年4月	江南高等特別支援学校（旧高等養護学校）川岸分校新設（新潟・知） 長岡聾学校高田分校新設（上越・聾）